

霧島市総合支所設置条例等の一部改正について

霧島市総合支所設置条例等の一部を次のように改正する。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市総合支所設置条例等の一部を改正する条例

(霧島市総合支所設置条例の一部改正)

第 1 条 霧島市総合支所設置条例（平成 17 年霧島市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表牧園総合支所の項中「霧島市牧園町宿窪田 2647 番地」を「霧島市牧園町宿窪田 791 番地 1」に改める。

(霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成 17 年霧島市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 高千穂地区公民館の項中「月曜日」を「日・月・祝日」に改める。

(霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成 17 年霧島市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項の表霧島市立牧園図書室の項中「霧島市牧園町高千穂 3864 番 393」を「霧島市牧園町宿窪田 791 番地 1」に改める。

(霧島市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 4 条 霧島市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成 17 年霧島市条例第 166 号）の一部を次のように改正する。

別表霧島市牧園保健センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和3年5月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

牧園総合支所の支所機能を移転することに伴い、関係条例の所要の改正をしようとするものである。